

令和7年12月吉日

各位

津久井商工会  
会長 関戸昌邦  
(公印省略)

消費税申告をされる個人事業者の方へ

消費税申告書作成指導会開催のお知らせ

令和7年消費税課税事業者の方、又は（適格請求書（インボイス）登録申請をされた事業者は、令和8年3月31日（火）までに消費税の申告・納付をすることになります。

つきましては、下記の日程で消費税申告書作成指導会を開催いたしますので、申告をされます個人事業者の方は、下記の日程にてご出席下さいますようお願い申し上げます。

始まったインボイス制度により消費税の記帳と集計経理が複雑となりました。そのため、皆様には集計表の作成をお願いしております。

特に、インボイス登録事業者で従来から消費税申告があり本則課税（一般）を選択されている事業者は仕入や経費について、支払い先がインボイス登録事業者かそうではないかの区分が申告をする際に事前に必要になりますので注意が必要です。

集計表が必要な方につきましては、配布しておりますので商工会までお越し下さい。

★消費税課税事業者にあたるかどうかの判断は、前々年の課税売上高が1,000万円を超えている場合、又は、前年の1月～6月までの半年で課税売上高が1,000万円を超えた場合にも当期間において課税事業者となりますが、課税売上高に代えて給与等支払額の合計により判定することもできます。

記

◇日時：令和8年3月25日（水）26日（木）27日（金）

10:00～16:00（12:00～13:00を除く）

◇場所：津久井商工会館2階会議室

※持参するもの

- ・令和5・6年分所得税申告書の控え
- ・令和7年分所得税申告書の控え（本年度申告分）
- ・令和5・6年分消費税申告書の控え（過年度分がある場合）
- ・消費税申告に係わる届出提出書類の控え
- ・令和7年分各種記帳帳簿
- ・令和7年消費税月別集計表
- ・納付書
- ・電子申告の方は、USBが入った青色のファイル一式をお忘れなくお願い致します。

注) 指導会日以外の窓口相談につきましては、職員対応が出来ません。申告書作成指導会開催日時に合せてご相談をお願い致します。